

鉄板などを置かないで

道路と車庫の段差解消のために置いていたります。道路にはみ出した鉄板類は、除雪車に飛ばされ、破損事故を引き起こすなど大変危険です。冬期間は撤去してください。



道路に出ている樹木の枝切りをお願いします

歩行者や車両が通行する幅を確保するためには、除雪の際に道路の全幅と路面から4・5メートルの高さを確保する必要があります。道路にはみ出している樹木の枝は、通行の妨げや除雪作業の支障になるばかりでなく、枝に積もった雪が塊で落下する事故の原因にもなります。降雪前に樹木の状況を確認し、支障箇所の枝切りをお願いします。

消防本部警防課
☎ 43-4151

消防栓や防火水槽は、皆さんの生命と財産を火災から守る大切な施設です。これらが雪で埋もれると、火災のときにすぐに使用できない恐れがありますので、お近くの消防栓周りの除雪にご協力ください。

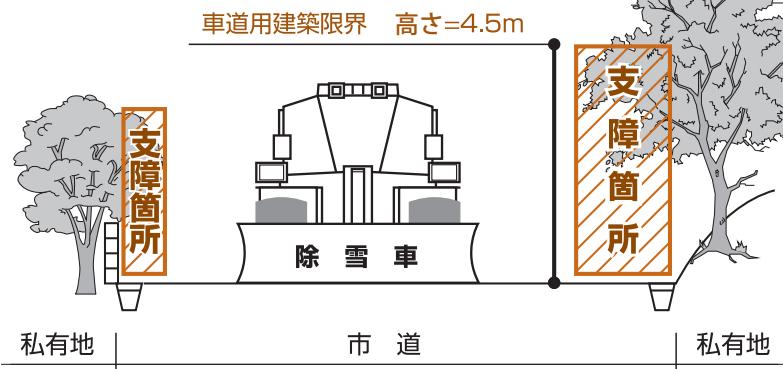
また、消防栓の破損などを発見したときは、消防署にご連絡ください。

消防栓・防火水槽周りの除雪にご協力ください

河川に大量の雪を捨てるとき、水をせき止めて洪水を起こす可能性があり、大変危険です。雪捨ては決められた場所(4、5ページに掲載)にお願いします。



河川に雪を捨てると洪水の危険



除雪作業を支援します

地域ふれあい除雪支援事業

高齢者のみの世帯や障害者世帯の場合、間口(道路に面した出入り口部分)の除雪が困難なことから、こうした世帯の間口除雪を町内会で行っていただき、市が町内会に助成する制度が「地域ふれあい除雪支援事業」です。

アンケートの結果を基に、昨年度までの「間口除雪支援事業」から支援の対象者を「65歳以上に引き下げ」、また「除雪範囲や対象者などは、必要に応じて各町内の判断で実施できる」など、内容を一部変更し新たに実施するものです。

昨年度は、44町内会がこの事業を行いました。今年度は、58町内会で実施します。

申問 長寿支援課高齢者福祉係 ☎43-7056

ボランティア保険への加入補助

町内会や自治会で、除雪や雪下ろしなどのボランティア活動を実施する場合、危険が伴う作業をするかた(5人まで)の保険料を市で負担します。

申問 総務課総務係 ☎43-7025

高齢者向けの除雪サービス

65歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活の援助が必要な市民税非課税世帯を対象に、自宅の出入り口から公道までを除雪します。費用は30分50円です。

※屋根の雪下ろし、雪捨ては行いません。

申問 長寿支援課高齢者福祉係 ☎43-7056

除雪ボランティア派遣と除雪機の貸し出し

除雪作業が困難な障害者や高齢者(75歳以上)のみの世帯や民生委員、町内会長、福祉員が必要と認めた世帯に除雪ボランティアを派遣します。



また、町内会やPTAなどが集団で除雪を行うときに、除雪機を貸し出します。

申問 社会福祉協議会 ☎42-8101